

別紙

高等教育の修学支援制度の学業等に係る基準について(注意喚起)

高等教育の修学支援制度(給付奨学金・授業料減免)は、年度ごとに学業等に関する基準の確認を行い、「廃止」・「停止」・「警告」の措置がなされます。

一度、「**廃止**」となりますと、**修学支援が停止されるだけでなく、再度、高等教育の修学支援制度の適用を受けることができなくなります。**

また、「廃止」に該当し、かつ学業成績が著しく不良であると認められる場合は、学年の始期に遡及して認定取消となり、給付奨学金の返還と減免された授業料等の納付が必要となります。

「学業等に関する基準」を理解したうえで、学業に取り組むようにしてください。

区分	基準
廃止	①修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと * 留年が確定した場合のほか、留年となっていないにもかかわらず単位取得状況等から修業年限で卒業できないことが確定した場合はその時点で適用となります。
	②修得した単位数の合計が標準単位数(※1)の5割以下であること
	③学修意欲が著しく低い状況にあると認められること * 1年間の失格等科目数(※2)が年間の履修科目数の3分の1以上の場合とします。
	④「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
停止	「廃止」基準④のうち、2回目の「警告」の理由が「GPA等が下位4分の1に属すること」のみであること
警告 (廃止に該当する場合を除く)	①修得した単位数の合計が標準単位数(※1)の6割以下であること
	②GPA等が下位4分の1に属すること * 年度末に判定し、翌4月から結果反映となりますが、 学科単位で単年度のGPAで判定 します。 * 国家資格取得等と密接に関連する学科に関する特例 特例には、「医学部医学科」、「薬学部薬学科」、「看護学部看護学科」が該当し、「下位4分の1に属する」を「過去5年間の国家試験合格率(現役)を乗じて得られる値(順位)を下回った」に読み替えて適用します。 * 社会的養護を必要とする者で学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合の特例 満18歳となる日の前日(又は高校卒業時点)において、児童養護施設等に入所していた者、又は里親等のもとで養育されていた者については、レポートの徴取や面談等を実施し、「学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合」には、「下位4分の1に属すること」に該当しても「警告」を行いません。
	③学修意欲が低い状況にあると認められること * 1年間の失格等科目数(※2)が年間の履修科目数の5分の1以上の場合とします。

※1 「標準単位数」= (卒業必要単位数 ÷ 修業年限) × 支援対象者の在学年数

※2 「失格等科目数」とは、失格科目(出席が全時間数の7割に満たない科目、その他成績判定基準により受験資格を与えない科目)と無効科目(期末試験の不正行為に対する措置の対象となった科目)を合計した科目数をいいます。

注1 「廃止」・「警告」に該当する場合で、そのことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合は、「廃止」・「警告」を行わない場合があります。り災証明・診断書などの証明書類などを提出していただき、学業不振について学生の帰責性を踏まえ、判定することになります。アルバイト過多が学費・生活費のためでも「やむを得ない事由」には該当しません。

注2 「遡及して認定取消」となる「学業成績が著しく不良であると認められる場合」は、①修得した単位数の合計が標準単位数の1割以下である場合、②1年間の失格等科目数が年間の履修科目数の9割以上の場合のいずれかに該当する場合です。

注3 前期の失格等科目数が前期の履修科目数の5分の1以上の場合には面談を行います。

注4 「停止」の認定後、最初の適格認定(学業)において「継続」相当の成績だった場合、次の学年から「再支援」(復活)することができます。